

参議院改革協議会

協議員一覧（13名）

座長	松山 政司（自民）	田名部 匡代（立憲）	船後 靖彦（れ新）
	中西 祐介（自民）	石川 博崇（公明）	伊波 洋一（沖縄）
	堀井 巖（自民）	片山 大介（維新）	齊藤 健一郎（N党）
	渡辺 猛之（自民）	川合 孝典（民主）	
	小西 洋之（立憲）	井上 哲士（共産）	(6.12.9 現在)

選挙制度に関する専門委員一覧（12名）

委員長	牧野 たかお（自民）	小西 洋之（立憲）	井上 哲士（共産）
	滝波 宏文（自民）	石川 博崇（公明）	船後 靖彦（れ新）
	堀井 巖（自民）	片山 大介（維新）	伊波 洋一（沖縄）
	石橋 通宏（立憲）	川合 孝典（民主）	齊藤 健一郎（N党）
			(6.11.18 現在)

（1）検討の経緯

〔参議院改革協議会〕

参議院改革協議会は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第210回国会の令和4年11月11日に設置された。また、本協議会の下に参議院選挙制度について調査検討するため、選挙制度に関する専門委員会が設置された。

第213回国会閉会后、第214回国会、同国会閉会后、第215回国会及び同国会閉会后においては、本協議会を開かなかった。

第216回国会において、本協議会（松山政司座長）は12月12日に協議会（第11回）を開き、「デジタル化、オンライン審議」のうち、委員会におけるオンライン審議（参考人関係）について、事務局から運用面・制度面に関する説明を聴取した後、協議を行った。また、委員会等における参考人のオンライン参加を可能とすることとし、必要な参議院規則等の改正を行うことを求める報告書を議長に提出するとの方向性について、おおむね各会派の賛同を得た。報告書の案については座長において作成の上、次回の協議会までに各協議員に示すこととなった。

（2）協議会経過

〔参議院改革協議会〕

○令和6年12月12日（木）（第11回）

○次の件について協議を行った。

イ、デジタル化、オンライン審議に関する件

ロ、参議院の組織及び運営の改革に関する件

(3) 参議院改革協議会設置要綱

参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長（以下「議長」という。）の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（以下「参議院改革協議会」という。）を置く。

第2 構成

- (1) 参議院改革協議会は、協議員15人以内をもって組織する。
- (2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。
 - ① 議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項
 - ② 参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
- (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
- (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
- (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
- (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
- (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。